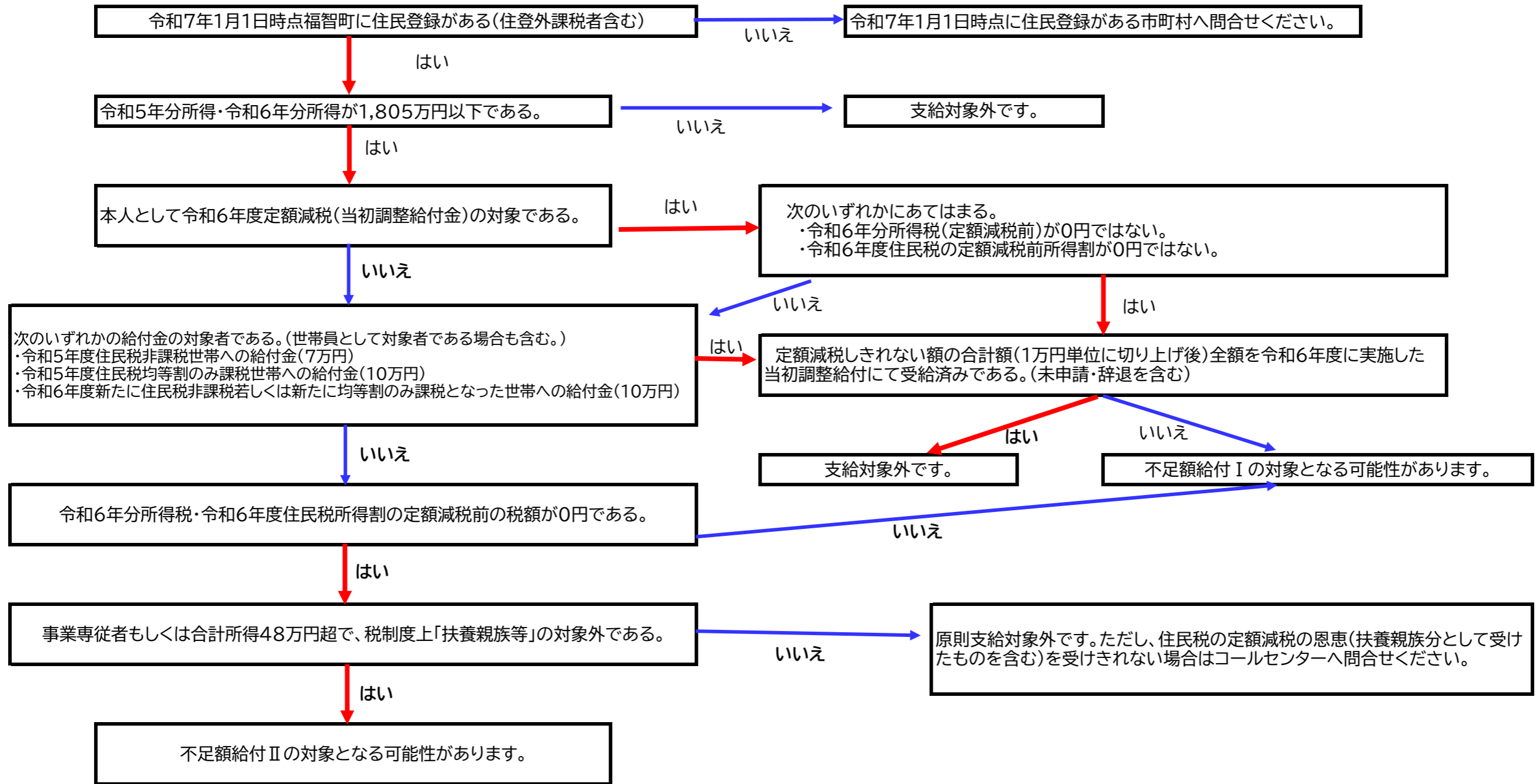


福智町定額減税不足額給付フローチャート



対象者 I の主な例
 ○令和5年分所得に比べ、令和6年分所得が減少したことで、本来給付すべき額と調整給付との間に差額が生じた。(失業等)
 ○扶養親族等が令和6年中に増加したことで、本来給付すべき額と調整給付との間に差額が発生(子の出生等)
 ○令和5年中無収入で令和6年中に収入が発生(就職等)

対象者 II の主な例(※低所得世帯向け給付金の世帯員でない)
 ○専従者(税制度上扶養親族等とならない。)
 ○所得48万円を超えて税制度上扶養親族等とならない。